

## 鳥取県西部広域行政管理組合掲示第1号

### 公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

平成30年4月9日

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司

#### 1 プロポーザルの概要

##### (1) プロポーザルの内容

鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ更新業務に係る企画の提案

##### (2) 対象となる業務名

鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ更新業務

##### (3) 業務の委託期間

契約日から平成35年8月31日まで

#### 2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人とする。

- (1) 平成25年4月1日以降において、国、都道府県、又は市町村のメインホームページについて、CMSを導入した更新業務の実績を有すること。
- (2) 本組合の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

#### 3 第1次審査

参加申込者から提出された企画提案書について評価をし、4社を選出する。ただし、参加申込者が4社を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

#### 4 第2次審査

第2次審査の参加者として選定された者に対し、企画提案書及びプレゼンテーションによる第2次審査を行う。

#### 5 最優秀案等の選定

第2次審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定された提案のうち、最高点を得たものを、最優秀案として選定する。

なお、第2次審査の結果によっては、優秀案又は最優秀案を選定しない場合がある。

#### 6 手続等

##### (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

郵便番号689-3403 米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課企画情報係

（電話番号 0859-22-7735）

- (2) 鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ更新業務に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付

実施要領は、平成30年4月9日（月）から同年4月27日（金）までの間に、鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ（<http://www.tottori-seibukoiki.jp>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

平成30年4月9日（月）から同年4月26日（木）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に規定する休日を除く。））の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 参加申込書の提出

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加申込書を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成30年4月27日（金）正午

- (4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

実施要領に基づき企画提案書等を作成し、これを持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成30年5月14日（月）正午

7 契約の締結

5により最優秀案として選定された提案の提出者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、5により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

8 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領によるものとする。